

# 配分金収入等に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターの受託（委任・請負）事業で就業された配分金収入等に対する所得税の取扱いは、下記のとおりです。また、派遣就労にて得た給与所得は、源泉徴収票が別途送付されます。

## 配分金と所得税について

シルバー人材センターで、受託（委任・請負）事業で就業された会員の皆様に支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われますが、家内労働者等の必要経費の特例により、控除額が上限「55万円」が認められます。計算方法は、以下の事例のとおりになりますのでご参照ください。

### 事例1 会員の収入が配分金のみの場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※上記計算のとおり、会員の収入が配分金のみ場合は103万円まで所得税は課税されません。

### 事例2 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} + \text{公的年金等の収入額} - \text{公的年金等の控除額} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※事例1・事例2とも算出中で、配分金額が55万円未満のとき、その特例控除額は配分金相当額となります。なお、給与所得や生命保険契約に基づく年金収入などがある場合には、特例控除を受けられない場合もありますので、税務署にお尋ねください。

## 配分金と所得税について

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合

65歳未満の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

65歳以上の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円